

第3章 施工・調達監視

5. 工事安全の徹底

JICAは2014年9月に「ODA建設工事安全管理ガイドンス」¹（以下「ガイドンス」）を策定しました。ガイドンスは、ODAによる公共施設等の建設事業（無償資金協力事業も含まれます）における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針及び具体的な安全施工に関する技術指針等を示したものです。

2016年1月調達ガイドラインにおいては、コンサルタントの業務として相手国や関連国際基準に基づき、ガイドンスも考慮した安全要件の設定を行うことを明確化しています。それはコンサルタント契約書のSpecial Conditions のScope of the Service (SCA-2.1) の例において、Design Stageの業務として反映されています。

また、いずれの調達ガイドラインにおいても、ガイドンスの趣旨を踏まえ、第2章「5. 入札図書（案）の確認」のとおり、入札時には「安全対策プラン」の提出等を含め、必要な措置を行う必要があります。

さらに、JICAは2015年3月に「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」を一般に公開し、安全を最優先とした工事の推進、及び「安全文化」の普及を基本方針として掲げました。

無償資金協力により施設等の工事を行う場合、下請け業者として工事に関与する被援助国等の施工業者（サブコントラクター）等が大型の工事に不慣れであったり、工事中の安全配慮に欠け不安全行動をとったりする場合があります。そのため、思わぬ事故が毎年発生しています。工事中の事故を未然に防ぐためには、現地における社会慣習上の違いや、立地等の施工条件等にも十分配慮し対応することが必要です。安全管理の責任は元請け施工業者にありますが、コンサルタントは「安全対策プラン」「安全施工プラン」どおりに作業が行われているか確認し、必要に応じて改善指示、指導をすることが必要です。なお、上記SCA-2.1の例においては、Construction Stageでの衛生安全環境関連図書のレビューと承認が記されています。

一部の施設案件においては工事品質管理会議が関係四者（発注者、施工業者、コンサルタント、JICA）の間で開催されますが、安全管理についてもこの場で確認されることとなります。

なお、万一事故が発生した場合には、速やかにJICA事務所及び実施監視担当課へご連絡ください。事故発生時は状況確認に時間がかかることが考えられますが、事故発生の第一報は情報を得られている範囲で迅速にお願いします。状況が判明次第、第二報以降をご連絡ください。

¹ ガイドンス等の資料：

「ODA 建設工事の安全対策への取り組み」 http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html